

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

| | |
|-----------|--|
| 【掲載官報】 | 平成 23 年 3 月 13 日 号外特第 11 号 1 ページ |
| 【法令番号】 | 平成 23 年 3 月 13 日 政令第 19 号 |
| 【管轄省庁】 | 内閣府本府 |
| 【施行期日】 | 公布の日〔平成 23 年 3 月 13 日〕から施行 |
| 【制定の根拠】 | 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項前段、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項並びに第 5 条第 1 項 |
| 【法令のあらまし】 | 1. 平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定する。 2. 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。 （1）行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置 （2）期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置 （3）債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置 |
| 【改正される法令】 | なし |